

## 新旧対照表

【別紙】

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (イ) 外国為替令 (昭和55年政令第260号)	<u>第6条第2項((支払等の許可))</u>  第8条第1項((支払手段等の輸出入の許可))	<u>第6条第2項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した許可証</u>  第8条第1項の規定による告示で定めた支払手段等について、同条第2項の規定に基づき財務大臣が交付する「支払手段等の輸入許可証」	イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (イ) 外国為替令 (昭和55年政令第260号)	<u>(新規)</u>  第8条第1項((支払手段等の輸出入の許可))	<u>(新規)</u>  第8条第1項の規定による告示で定めた支払手段等について、同条第2項の規定に基づき財務大臣が交付する「支払手段等の輸入許可証」
(ロ) (省略)	(省略)	(省略)	(ロ) (省略)	(省略)	(省略)
ロ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. (省略)	(省略)	(省略)